

ヘイトスピーチ解消法施行から1年を経て

いわゆるヘイトスピーチ解消法が、平成28年6月3日に公布、施行されて1年余りが経過しました。

この法律は、「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することをせん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。」との認識の下に、ユニバーサル社会の実現に向けて、不当な差別的言動を解消することを目的としたものと理解しています。

しかし、同法律施行後においても、当法務局管内において、在日外国人をとらえて著しく侮辱する言動が繰り返され、更にその差別的言動の状況がインターネットに掲載されるなど、不当な差別的言動が解消されているとはいえない現状にあります。

平成32年には我が国において、オリンピック・パラリンピックが開催されることも踏まえれば、極めて憂慮すべきことです。

そこで、当法務局では、平成29年8月14日、17日及び18日に、「ヘイトスピーチ許さない」とする啓発活動を行いました。

今後も引き続き、ヘイトスピーチ解消法に示された理念に対する理解を深めていただくなど不当な差別的言動の解消に向けて啓発活動等に取り組んでまいります。

大阪法務局人権擁護部長
大阪府人権擁護委員連合会長